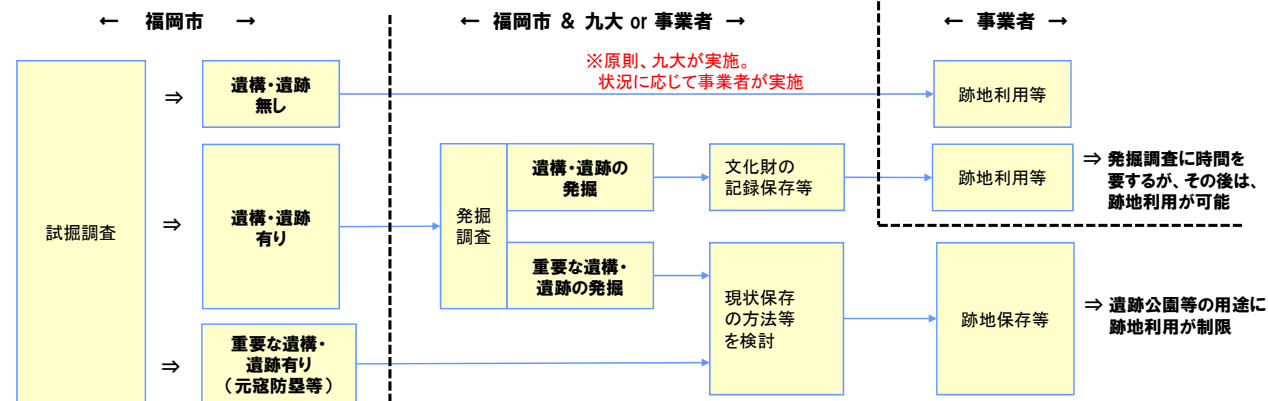


■埋蔵文化財調査の状況について

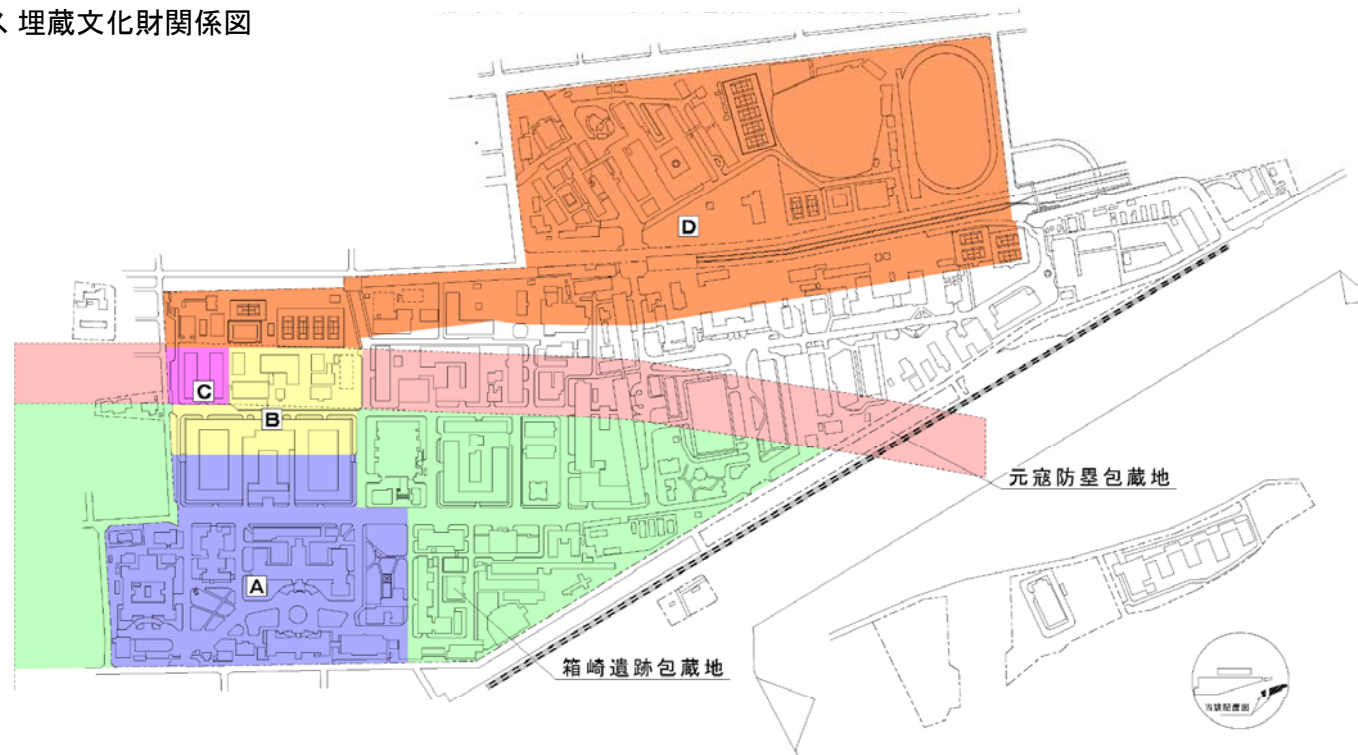
◆ 埋蔵文化財の現状

- 箱崎キャンパス跡地は、元寇防塁、箱崎遺跡という2種類の周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されている。
- また、文系キャンパスを含む包蔵地外の地区も、都市計画法等により、1,000㎡以上の敷地の再開発においては福岡市教育委員会へ届け出が必要で、跡地全体について埋蔵文化財調査が必要。
- (なお、文化財保護法第96条等により、試掘調査の結果や包蔵地に有る無しに関わらず、土地所有者は埋蔵文化財を発見した場合は、原則届け出が必要)
- 今後の跡地利用に備え、九州大学から福岡市教育委員会へ埋蔵文化財の調査を依頼、平成24年12月より、福岡市教育委員会が、工学系地区より試掘調査を実施中。

◆ 埋蔵文化財の調査、文化財の保存等の作業フローと役割分担イメージ



◆ 箱崎キャンパス 埋蔵文化財関係図



- A 遺構・遺物の発見あり。埋蔵文化財に影響を及ぼす工事を行う場合には、事前に発掘調査が必要。
- B 埋蔵文化財の確認なし。埋蔵文化財包蔵地に含まれるため、新規工事等の際は文化財保護法に基づく届出が必要。
- C 埋蔵文化財の確認なし。既存建物のために試掘調査が不十分。既存建物解体時に再調査を行うため、届出が必要。
- D 埋蔵文化財の確認なし。工事の支障なし。工事中に埋蔵文化財の発見があった場合は速やかに届出を行う。